地方独立行政法人大阪産業技術研究所
プロモーション動画制作業務委託事業者募集要項

地方独立行政法人大阪産業技術研究所が行うプロモーション動画制作業務委託事業者の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

１　業務の名称

地方独立行政法人大阪産業技術研究所プロモーション動画制作業務

２　趣　旨

地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「研究所」という。）を動画によりわかりやすく説明し、研究所の知名度を向上させると共に、更なる利用者の拡大に繋げるためにプロモーション動画を制作する。

３　業務概要

別紙「地方独立行政法人大阪産業技術研究所プロモーション動画制作業務委託事業者募集に係る仕様書」のとおり。

４　委託金額の上限（消費税及び地方消費税額を含む。）

本事業にかかる契約金額は、４，０００，０００円を上限とします。

５　応募資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（６）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

（１）　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第 17 条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産者で復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

ク　地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第３条第４項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過した者を除

く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

（２） 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（３） 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

（４） 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（５） 最近１事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

（６） 平成 28 年 4 月 1 日からこの公示の日までの間に、プロモーション動画制作業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。

（７）地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。

（８） 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（（１）キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（（１）キに掲げる者を除く。）でないこと。

（９） 地方独立行政法人大阪産業技術研究所及び大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

(10) 応募書類受付期間最終日（令和元年 7 月 31 日）までに平成 31・32・33 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「映画・ビデオ制作　種目コード 103」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者であって、この案件に参加を希望する者は、次により登録を申請することができる。

ア　物品・委託役務関係競争入札参加資格制度に関する問い合わせ先

〒540-8570　大阪市中央区大手前二丁目

(TEL　(06) 6944-6644)

大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ

イ　申請の方法（すべてインターネットによる電子申請）

詳細は、大阪府電子調達システムの説明による。

ホームページアドレス：http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html

6　選定スケジュール

応募書類の受付	受付期間	①窓口に提出 令和元年6月10日（月曜日）から令和元年7月31日（水曜日）まで 午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。） ②郵送による提出 令和元年7月31日（水曜日）午後5時必着
応募書類等に対する質問	質問期間	令和元年6月10日（月曜日）から令和元年6月28日（金曜日）午後5時まで（必着）
選定委員会・ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ	開催日	令和元年8月22日（木）に行う予定です。 （別途、応募者全員に連絡します）
結果通知	通知日	応募者全員に対し、令和元年9月上旬に行う予定です。

7　応募手続

募集要項の配付	配布期間	令和元年6月10日（月曜日）から令和元年7月31日（水曜日）まで
	配付方法	①研究所のホームページからダウンロード （HP URL）　https://orist.jp/ ②地方独立行政法人大阪産業技術研究所 ア　和泉センター 経営企画本部　総務管理部　財務契約グループ 大阪府和泉市あゆみ野二丁目7番1号 イ　森之宮センター 経営企画本部　総務部　契約担当 大阪市城東区森之宮一丁目6番 50 号
質問の受付	受付期限	令和元年6月28日（金曜日）午後5時まで（必着）
	受付方法	◇「質問票」(様式 10)により、下記電子メールアドレスあて提出してください。 ・電子メールアドレス　soumu-nk@tri-osaka.jp ◇「件名」の始めに「【質問】」と明記してください。 ◇様式以外や、電話・ファックス等による質問の受付は行いません。
	回答方法	研究所のホームページに令和元年7月5日（金曜日）に掲載します。（個別の回答は行いません。） （HP URL）　https://orist.jp/
応募書類の受付	受付期間	令和元年6月10日（月曜日）から令和元年7月31日（水曜日）まで 午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
	受付場所	下記に提出又は郵送 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 ア　和泉センター 経営企画本部　総務管理部　財務契約グループ 〒594－1157　大阪府和泉市あゆみ野二丁目7番1号 イ　森之宮センター 経営企画本部　総務部　契約担当 〒536－8553　大阪市城東区森之宮一丁目6番 50 号
	提出方法	・書類は必ず受付場所に持参又は郵送してください。 （FAX、メール等による提出は不可。）

提出書類	応募書類	ア　応募申込書（様式1：1部） イ　企画提案書（様式2：8部） ウ　応募金額提案書（様式3：8部） エ　事業実績申告書（様式4：8部） オ　共同企業体で参加の場合 ①共同企業体届出書（様式5：1部） ②共同企業体協定書（写し）（様式6：1部） ③委任状（様式7：1部） ④使用印鑑届（様式8：1部） カ　誓約書（参加資格関係）（様式9：1部） キ　会社概要が分かる会社パンフレット等の資料（8部）
選定委員会・ ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ		令和元年8月22日（木）に行う予定です。 ・書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。 ・日時及び場所は、後日、応募者全員に連絡します。
留意事項		ア　応募書類等の返却 応募書類とそれ以外に応募者から提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。応募を辞退された場合も同様とします。 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。 イ　応募書類の不備 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。 ウ　記載内容の変更等の禁止 提出した書類は、これを書換え、差替え又は撤回することはできません。（研究所が補正等を求める場合を除く） エ　応募にかかる費用 本件の応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。 オ　応募資格の無効 応募書類受理後、次に該当していることが判明した場合又は公募事務を妨害するなど手続きの遂行に支障をきたす行為があったと認められる場合は、その時点からこの募集に関する一切の権利を失うものとします。 ①応募書類に著しい不備があった場合 ②応募書類に虚偽の記載があった場合 ③指定する受付期間内に応募書類を提出しなかった場合 ④応募書類に記名押印がない場合 ⑤その他不正行為があった場合

8　説明会、現場確認

（1）　日時、場所（和泉センター）

令和元年6月24日（月）　15時00分　から　17時00分まで

注）説明会の後に続いて現場確認を実施します。

〒594-1157　大阪府和泉市あゆみ野二丁目7番1号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所　和泉センター

（2）日時、場所（森之宮センター）

令和元年6月25日（火）　15時00分　から　16時00分まで

注）説明会は行いません。現場確認のみです。

〒536-8553　大阪市城東区森之宮一丁目6番50号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所　森之宮センター

（３） 申込方法

下記受付期間中に電子メールにて申込みをしてください。

記載事項：企業名、参加者氏名、電話番号

ア 受付期間

令和元年６月 10 日（月）から６月 20 日（木）まで

イ 申し込み先（和泉センター(6 月 24 日)、森之宮センター（6 月 25 日）とも）

地方独立行政法人大阪産業技術研究所　和泉センター

経営企画本部　業務推進部

電子メールアドレス： kouhou@tri-osaka.jp

９ 審査の方法

（１） 審査会の設置と審査方法

ア 最優秀提案事業者の選定にあたっては、「地方独立行政法人大阪産業技術研究所プロモーション動画制作業務委託事業者選定委員会」を設置します。

イ 最優秀提案事業者の決定は、「５　応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者を、（３）の審査基準に基づき、外部委員等で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及び次点者）を制作委託予定事業者として選定します。

ウ 審査は、書類審査及びスクリーンを使用したプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

エ 最高点の者が複数者ある場合は、選定委員による合議により決定します。（※地方独立行政法人大阪産業技術研究所公募型プロポーザル方式実施基準７（５）参照のこと）

オ 応募者が１者の場合は、選定委員会での審査により採用の可否を決定します。

カ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しません。

キ 審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

ク 制作委託予定事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

（２） プレゼンテーション審査

審査日：令和元年８月 22 日（木）（予定）

審査会場：地方独立行政法人大阪産業技術研究所　森之宮センター（予定）

プレゼンテーション時間：20 分以内（予定）※質疑、機器動作確認等の時間を除く

※日時及び審査会場の詳細については、後日改めて通知します。

（３）　審査基準

提案基準	審査項目	配点
１．動画制作実績	プロモーション動画（会社紹介、製品紹介、業務紹介、技術紹介等）制作業務について誠実に履行した実績を有しているか。	１０点
２．企画・構成力	絵コンテおよび過去に制作した参考となるプロモーション動画により以下を審査する。 ①当該業務の趣旨・目的を理解した内容であるか。(15) ②簡潔で視聴者の印象に残るインパクトのある内容であるか。(15) ③映像・編集能力に優れているか。(15) ④その他、特にアピールする事項があるか。(15)	６０点
３．スケジュール	業務実施に関するスケジュールが適切か。	５点
４．制作体制	業務実施にあたり十分な人員配置や管理体制が整備されているか。	１０点
５．納品・著作権	納品ならびに著作権の取扱いが仕様を満たす内容であるか。	１０点
６．提案金額	提案金額による算定式 満点（５点）×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	５点
合計		１００点

（４）　審査結果

ア　制作委託予定事業者が決定した後、審査結果は採否に関わらず、全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、研究所ホームページ（https://orist.jp/）に以下の項目を掲載します。

①制作委託予定事業者の事業者名、評価点

②全応募事業者の名称（申込順）

③全応募事業者の評価点（評価点順）

④制作委託予定事業者の選定理由

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他

※応募者が２者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

（５）　審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
エ　応募書類に虚偽の記載を行うこと。
オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

１０　契約の手続き

制作委託予定事業者に決定した者は、研究所と提案内容に基づいて、映像制作委託に関する具体的な条件について協議し、双方合意の上、契約を締結します。

なお、同者に事故等がある場合は、次点者を制作委託予定事業者として選定し、次点者にも事故等があるなど特別の理由があるときは、応募者の中から制作委託予定事業者を選定することがあります。

１１　制作委託予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、制作委託予定事業者としての決定を取り消します。

（１）　正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合。
（２）　契約の履行が確実でないと研究所が判断した場合。
（３）　制作委託予定事業者が応募者の資格を失った場合。

１２　その他

（１）　契約保証金

制作委託予定事業者は、契約を締結するまでに、地方独立行政法人大阪産業技術研究所会計規程第 31 条の規定により契約保証金（契約金額の 100 分の５以上）を納めなければならない。ただし、法人が示す条件に該当するときは、その全部又は一部の納付を免除する。

（２）　誓約書の提出

契約にあたっては、地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に定める暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

（３）　参加の辞退

参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

以上